



県章

# 山形県公報

平成29年11月28日（火）  
第2898号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…1163
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…1164
- 農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課）… 同
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………（林業振興課）…1165
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1166

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…1171

## 告 示

### 山形県告示第794号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成29年12月5日山形市に招集する。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第795号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する区域

天童市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

### 山形県告示第796号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人米沢栄光の里 米沢市万世町梓山5494番地1 しょうがい者支援施設松風園内	しょうがい者共同生活援助事業所すてっぷⅢ 米沢市城西一丁目3番73号	共同生活援助	平成29.11.16

### 山形県告示第797号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社山形ライスファーム21  
代表取締役社長 遠藤 久幸  
米沢市大町三丁目5-6 2F

#### 2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
株式会社山形ライスファーム21 代表取締役社長 遠藤 久幸 米沢市東三丁目8-28	株式会社山形ライスファーム21 代表取締役社長 遠藤 久幸 米沢市大町三丁目5-6 2F	平成29年11月6日

### 山形県告示第798号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	14者	山形市大字長谷堂字飯森4726番ほか52筆
上山市	20者	上山市榑下字新田2476番ほか58筆
寒河江市	2者	寒河江市大字高屋字台下879番3ほか2筆
河北町	3者	西村山郡河北町大字溝延字稲荷原255番ほか4筆
大江町	5者	西村山郡大江町大字左沢字金谷2212番2ほか25筆
尾花沢市	14者	尾花沢市大字毒沢字大谷地1917番ほか50筆
金山町	7者	最上郡金山町大字安沢字榑台新田795番ほか53筆
真室川町	1者	最上郡真室川町大字大沢字蟻喰4353番10ほか26筆
米沢市	7者	米沢市大字長手字萩ノ森4279番ほか45筆

南 陽 市	3 者	南陽市和田字深田3525番 1 ほか10筆
小 国 町	6 者	西置賜郡小国町大字新設字堤ノ下197番 1 ほか45筆
白 鷹 町	4 者	西置賜郡白鷹町大字高玉字境前一2234番 3 ほか18筆
飯 豊 町	14者	西置賜郡飯豊町大字中字山王原2291番ほか97筆
鶴 岡 市	30者	鶴岡市和名川字南田75番ほか236筆
三 川 町	2 者	東田川郡三川町大字押切新田字杉苗田26番ほか 3 筆

2 認可年月日  
平成29年11月17日

山形県告示第799号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。  
平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所		登 録 年月日
			種 穂		苗 木				
	住 所	名称及び 代表者の氏名	採 取	精 選	幼苗 の 育成	幼苗以外 の 苗木育成	名 称	所在地	
276	山形市飯塚町字中河原1629番地の5	株式会社クリーンシステム 代表取締役 鈴木 隆			○	○	株式会社クリーンシステム	山形市飯塚町字中河原1629番地の5	平成29年 11月28日

山形県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年11月28日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 梨郷停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市竹原字石仏43番46から 同 下加津木沢26番 2 まで	旧	15.0 メートル } 5.4	133 メートル
南陽市竹原字相之町一173番13から 同 下加津木沢26番 2 まで	新	22.4 メートル } 7.0	同 上

**山形県告示第801号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市板谷地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成29年11月2日から同年12月22日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

---

**公 告**

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格		公募戸数	区分	家賃						摘要
			住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 4号	同	3DK	74.0	1	一般用	23,900	27,600	31,500	35,500	40,600	46,900		
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	2DK	61.5	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900		单身可
同	同	3DK	75.6	3	一般用	26,200	30,300	34,600	39,100	44,700	51,500		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	2	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 成島アパー ト1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400		
同	同	同	58.0	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,400		单身可
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	2DK	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400		单身可
同 2号	同	3DK	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		
同	同	同	68.8	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同	同	同	68.8	2	一般用	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		单身可
同	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400		
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,700	29,600	33,900	38,200	43,700	50,400		

同 城北アパー ト2号	同 城北二丁 目3-62	2DK	50.1	1	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,200	
同 桜木アパー ト2号	南陽市三間通 1229-1	3DK	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 関口アパー ト2号	同 宮内352 -3	同	68.3	1	特定目的用 (高齢・高齢用)	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900	
同 糠野目アパ ー ト	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	1	一般用	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500	
同 大町アパー ト	同 高島695- 12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパー ト	同 福沢南21- 2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同 錦之北アパ ー ト	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	
同 小出アパー ト1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 成田アパー ト	同 成田3102 -3	同	63.9	1	同	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600	
同	同	4DK	71.5	1	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400	
同 小国アパー ト1号	同 西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	3DK	58.0	4	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800	
同 2号	同 同 3-8	同	59.4	3	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 白鷹アパー ト	同 白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	3	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 宝前町住宅	同 同 十王5502- 11	同	77.0	1	同	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300	
同 あらとアパ ー ト2号	同 荒砥乙725 -1	同	77.9	1	同	25,400	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000	
同 飯豊アパー ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	单身可



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年12月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成30年2月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年11月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート2号	鶴岡市美原町19 -28	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 77.0 平方メートル	1	一般用	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同	同	同	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	6	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	同	3	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	同	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同	同	同	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同	同	同	2	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南アパ ート2号	同 城南町9 -30	同	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	同	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 3号	同 23 -60	同	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 大西町住宅	同 大西町21 -9-2	同	1	同	24,600	28,500	32,500	36,700	42,000	48,400	

同 川南アパ ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	3	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,300	26,600	30,700	
同	同	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,300	26,600	30,700	单身可
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	5	同	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 4 号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同 かがね住宅	同 かがね町 一丁目21-1	2DK	63.5	1	特定目的用 (身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 かがねアパ ト2号	同 21-11	3DK	58.4	1	一般用	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	2	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパ ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	
同 2号	同 15-22	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 3号	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパ ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同	同	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	
同	同	同	69.2	4	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年12月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番 1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成30年2月上旬